

産学連携研究開発支援事業補助金

荒川区 経営支援課 産業活性化係

産学連携研究開発支援事業補助金とは？

大学や研究機関等との共同研究、連携により**新製品・新技術を開発**する際に利用できる補助金です。
大学や研究機関等へ支出した**経費**が補助対象となります。

限度額300万円・補助率2/3

対象となる研究

1

新製品の開発



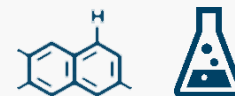
2

機械または器具等の省力化、高性能化もしくは自動化のための技術の開発



3

新物質、新材料の開発または利用技術の開発



4

生産、加工または処理に関する新技術



5

新システムまたは新工法の開発



6

福祉事業、環境対策、省エネルギー対策またはリサイクル対策等に関連する技術の開発



対象の機関

大学、高等専門学校、公的研究機関、独立行政法人

補助対象期間

契約を締結した日から起算して2年を経過する日の前日まで
(例) 1年4月1日に契約→3年3月31日まで

対象となる経費

1

設備備品費



資産として取り扱うもの

（耐用年数が1年以上かつ1個又は1組の取得価格が10万円以上のもの）を取得、製造又は効用を増加させるための経費

※ 補助対象経費総額の50%が上限。

※ 取得、製造又は効用を増加させることが合理的であると区長が認める場合に限る。

2

人件費



・専門家、有識者、被験者等に対する謝金

・当該共同研究等に従事することのみを目的として大学等と雇用契約等を締結した者の労働の対価として支払うもの（社会保険料事業主負担分含む。）

3

その他経費



旅費、消耗品費、印刷製本費、資料情報収集費、通信運搬費、外注費、賃借料、原材料費、管理費（大学等の規定等に基づき、共同研究等の実施に必要なものに限る。）、その他区長が認めるもの

対象とならない経費

- ✕ 共同研究等の実施に**直接必要のない**経費
- ✕ 補助事業者又は大学等が**通常備えるべきもの**に係る経費
- ✕ **不動産の取得、建物等施設の建設・改修**に係る経費
- ✕ **飲食や懇親を目的**とした経費
- ✕ **広報**に係る経費
- ✕ **知的財産権の譲り受け又は取得等**に係る経費
- ✕ **合理性及び社会的通念から鑑みて、共同研究等の実施に不必要又は相応しくない**と区長が判断した経費

申請に必要な書類

1

共同研究等契約書等の写し



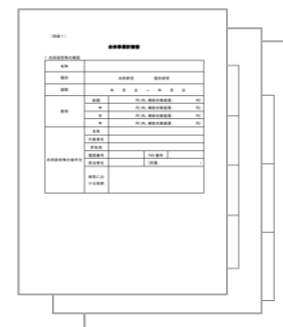
2

補助金申請に対する大学等の同意書



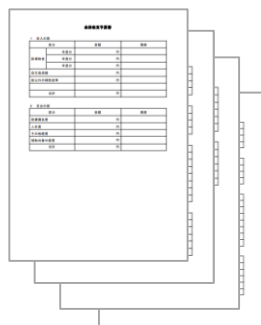
3

全体事業計画書、
年度事業計画書
(フォーマット有)



4

収支予算書
(フォーマット有)



5

共同研究等の内容を
説明する資料

写真、パンフ、
図面etc



6

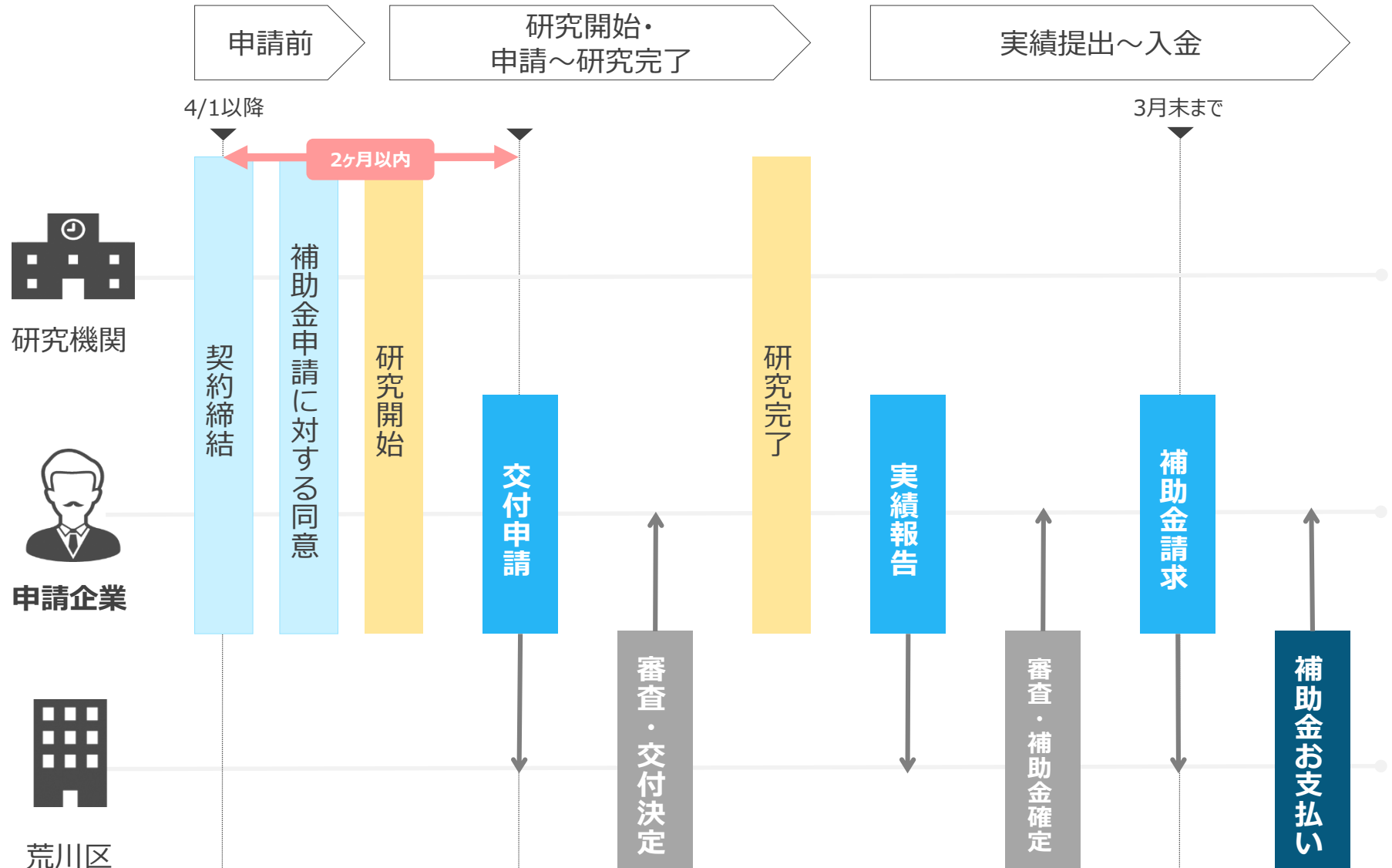
直近の事業年度分法人住民税 /
前年度分個人住民税の納税が
確認できるもの

領収書、
納税証明書etc



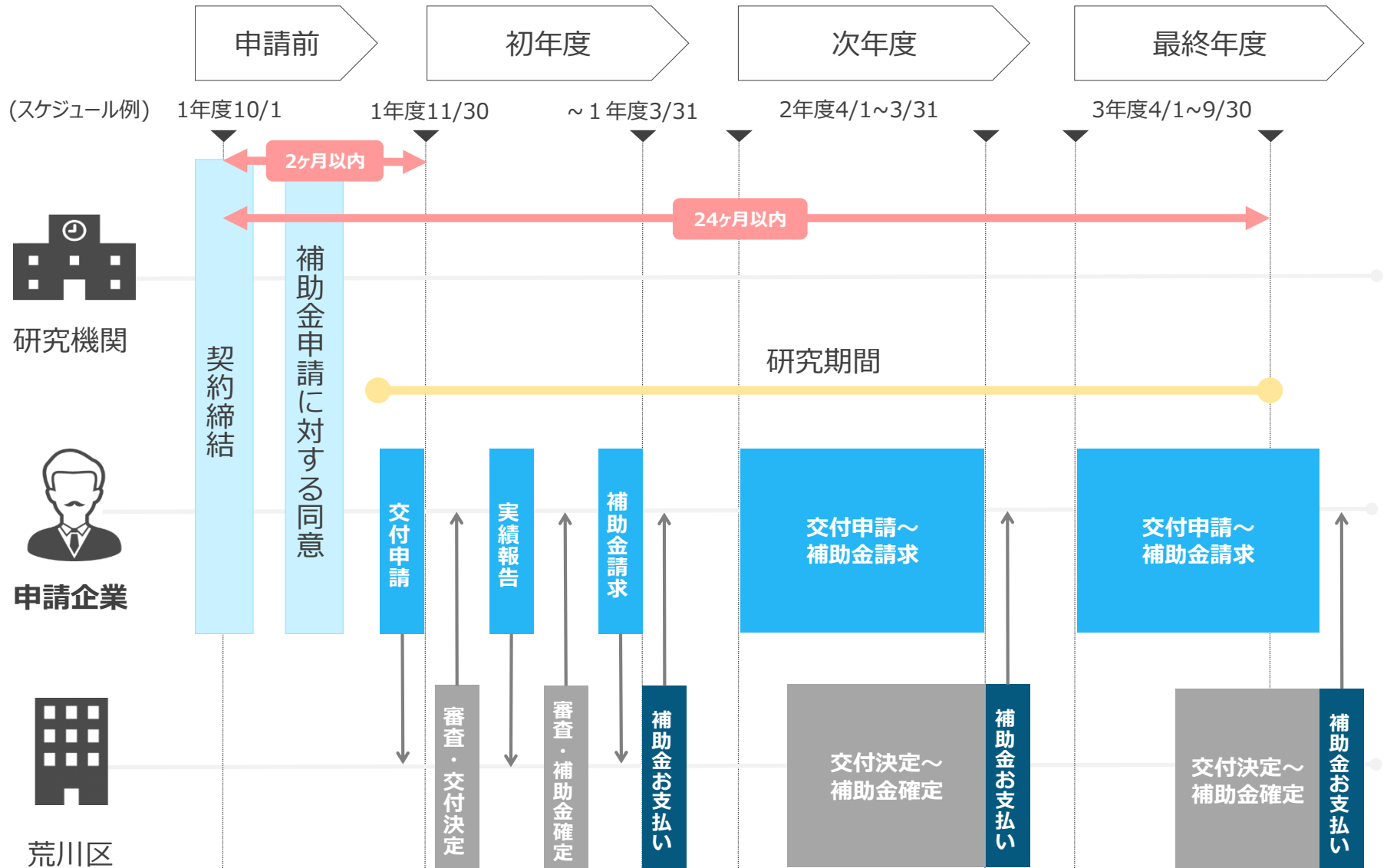
補助金交付までの流れ

ケース1 同一年度内(3月末まで)に完了する場合



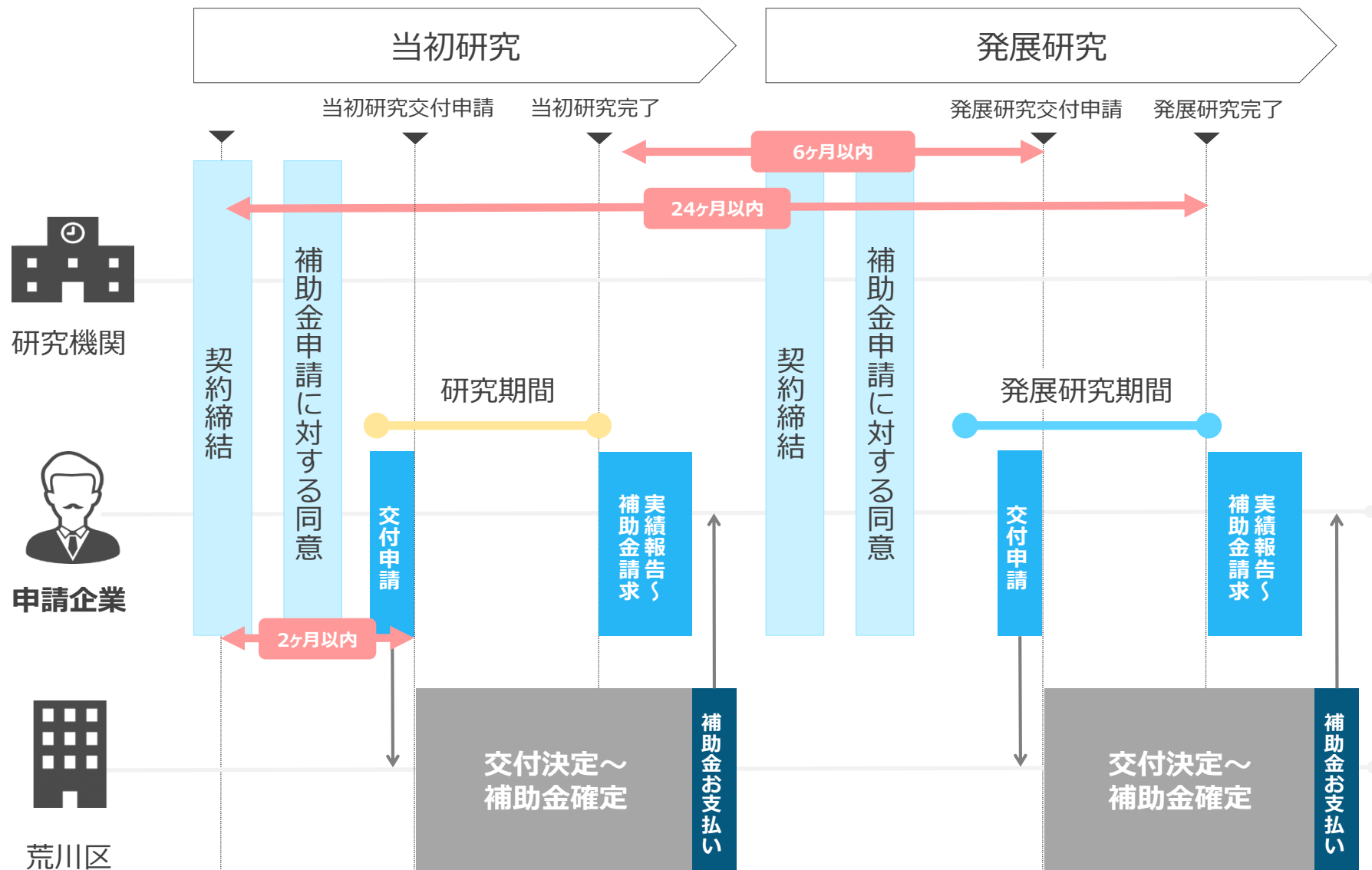
補助金交付までの流れ

ケース2 2会計年度以上に渡る場合



補助金交付までの流れ

ケース3 継続/関連性のある研究を実施する場合（例外適用）



ご留意いただくこと

- ✓ 同年度に複数の共同研究等について補助を受けることはできません。
また、補助を受けた共同研究等が完了した翌年度は活用することができません。
- ✓ 企業が独自に支払った分は対象外です。
(企業が大学等に支払った研究経費のみが対象です。)
- ✓ 消費税、地方消費税は対象外です。また、1,000円未満の額は切り捨てです。
- ✓ 複数年度に跨る研究の場合は、年度ごとに書類をご提出いただく必要があります。
- ✓ 国、地方公共団体など、他の機関から補助金を受けた場合は、その額については、補助対象経費から控除いたします。
- ✓ 以下の内容を変更する場合は変更・中止申請書（第4号様式）をご提出ください。
 - (1) 補助対象期間を変更する場合
 - (2) 内容の大幅な変更、追加をしようとする場合
 - (3) 経費の総額を変更しようとする場合
 - (4) 経費の配分額を20%を超えて変更しようとする場合

Q&A

Q

2社で同一の共同研究を実施する場合、2社それぞれで申請は可能か。

A

できません。代表の企業1社が申請をお願いします。（要綱第7条2項）

Q

補助金の交付は限度額内であれば、何度でも申請可能か。

A

交付は同一年度内に1回までです。また、交付決定を受けた研究が完了した翌年度は申請をすることができません。（要綱第7条4項、第9条3項）

Q

大学との共同研究期間が2年を超えるものについて、最初の2年間のみを申請することは可能か？

A

原則、契約締結日から2年間で完了する研究が対象となるため、2年を超えるものについては、補助対象とはなりません。（要綱第8条）

Q&A

Q

交付決定を受けた研究が中止になったが、翌年度に別の研究に関して申請可能か。

A

交付決定を受けた研究を中止した日が属する年度の翌年度は申請をすることができません。
(要綱第9条4項)

Q

研究の遂行が困難となった場合はどうすればよいか。

A

事故報告書（第6号様式）を速やかに提出してください。（要綱第13条1項）

Q

2 会計年度以上に渡る共同研究の場合、第1号様式交付申請書の別紙 1 全体事業計画書の費用についてはどのように記載すればよいか。

A

年度ごとに費用を按分して記入をお願いします。